周南市公営住宅等長寿命化計画策定業務特記仕様書

特　　記　　事　　項
本業務遂行に当たり、以下の条件を求める。
１．業務履行報告書及び業務実施報告書は、毎月末に業務実施工程表を添えて提出すること。
２．業務完了時、成果品の納品は監督職員の確認を受けたものとすること。
３．現地調査を行った際は、記録及び記録写真を残すこと。
４．計画の素案が完成した時点で、市においてパブリック・コメントを約1か月間実施する。 提出された意見において、市が必要と認めた意見については精査し、必要に応じて計画書に反映させること。 また、提出する業務工程表については、パブリック・コメントが実施されることを加味したものを提出すること。
５．打合せ等を行った際は、業務打合せ簿、若しくは議事録を作成し監督職員に提出すること。